

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月14日
【会社名】	東京海上日動火災保険株式会社
【英訳名】	Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 隅 修三
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号
【電話番号】	03-3212-6211（代表）
【事務連絡者氏名】	法務部文書グループリーダー 菊池 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号
【電話番号】	03-3212-6211（代表）
【事務連絡者氏名】	法務部文書グループリーダー 菊池 徹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	47,717,118,815円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	36,241,859株	単元株式数は1,000株であります。 当社は、会社法第107条第1項に基づき、当社株式の譲渡または取得に際し、株主または取得者は当社取締役会の承認を受けなければならない旨定款に定めております。

（注）1 平成25年4月26日開催の取締役会決議によります。

- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式の処分により行われるものであり（以下「本件自己株式処分」という。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	36,241,859株	47,717,118,815	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	36,241,859株	47,717,118,815	-

（注）1 会社法第202条第1項の規定に基づき、平成25年6月28日付で株主に株式の割当てを受ける権利を与えるものであります。

- 2 発行価額の総額は、本件自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。また、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

- 3 金銭以外の財産を出資の目的としております。

当該財産の内容及び価額：Tokio Marine Seguradora S.A. 株式1,109株

（47,717,118,931円相当）

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期間
1,316円63銭	-	1株	平成25年6月28日	-	平成25年6月28日

（注）1 株主に対する割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2 発行価格は本件自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。また、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

- 3 申込みの方法は、申込をする者が会社法第203条第2項各号に掲げる事項を記載した書面を、後記申込取扱場所において当社に交付することにより行います。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
東京海上日動火災保険株式会社 法務部	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

(注) 前記(1)【募集の方法】(注)3に記載のとおり、金銭以外の財産を出資の目的としております。Tokio Marine Seguradora S.A.社の設立準拠法であるブラジルの法令に基づき同社株式を当社に移転するために必要な手続きを実施することにより、財産の給付を行います。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	-	-

(注) 前記(1)【募集の方法】(注)3に記載のとおり、金銭以外の財産を出資の目的としており、現金による払込はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

当社に係る事業等のリスクにつきましては、後記第四部〔組込情報〕に記載の有価証券報告書（第69期）および半期報告書（第70期中）の提出日以降、当該有価証券報告書および半期報告書に記載された内容から、以下のとおり「人事労務に関するリスク」を追加しております。なお、事業等のリスク全般において、将来に関する事項につきましては、本有価証券届出書提出日現在において判断したものであります。

<人事労務に関するリスク>

当社は、有能な人材の確保・育成に努めておりますが、人材確保の競争激化に加え、企業の信頼が著しく低下すること等により、必要な人材の確保または育成が十分できない場合には、当社の円滑な業務運営に問題が生じる可能性があります。

第2 最近の業績の概要

平成25年5月16日開催の取締役会において決議した平成24年度の当社の連結貸借対照表および連結損益計算書は以下のとおりであります。なお、平成23年度の連結貸借対照表および連結損益計算書についても参考表示しております。

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	平成23年度 （平成24年3月31日）	平成24年度 （平成25年3月31日）
資産の部		
現金及び預貯金	215,509	250,479
コールローン	114,700	130,800
買現先勘定	304,931	299,917
買入金銭債権	686,815	567,220
金銭の信託	3,163	5,399
有価証券	6,221,948	7,068,837
貸付金	351,919	305,485
有形固定資産	256,450	260,993
土地	119,406	119,286
建物	118,050	113,131
建設仮勘定	1,789	11,125
その他の有形固定資産	17,203	17,449
無形固定資産	315,823	420,397
ソフトウェア	3,776	12,448
のれん	240,287	263,737
その他の無形固定資産	71,759	144,210
その他資産	885,020	1,006,711
繰延税金資産	115,312	9,174
支払承諾見返	83,508	86,327
貸倒引当金	13,321	31,702
資産の部合計	9,541,782	10,380,042
負債の部		
保険契約準備金	6,136,988	6,732,619
支払備金	1,338,765	1,563,799
責任準備金等	4,798,222	5,168,820
社債	111,140	139,304
その他負債	1,332,864	1,031,895
債券貸借取引受入担保金	503,889	77,276
その他の負債	828,974	954,618
退職給付引当金	169,646	180,221
役員退職慰労引当金	25	31
賞与引当金	20,850	32,733
特別法上の準備金	65,165	68,881
価格変動準備金	65,165	68,881
繰延税金負債	39,580	101,586
負ののれん	14,142	12,993
支払承諾	83,508	86,327
負債の部合計	7,973,911	8,386,594
純資産の部		
株主資本		
資本金	101,994	101,994
資本剰余金	123,521	123,521
利益剰余金	594,060	664,478
株主資本合計	819,575	889,993
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	858,725	1,148,887
繰延ヘッジ損益	23,635	20,602
為替換算調整勘定	144,174	79,709
その他の包括利益累計額合計	738,185	1,089,780
少数株主持分	10,109	13,673
純資産の部合計	1,567,871	1,993,448
負債及び純資産の部合計	9,541,782	10,380,042

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	平成23年度		平成24年度	
	自 平成23年 4月 1日	至 平成24年 3月31日	自 平成24年 4月 1日	至 平成25年 3月31日
経常収益		2,909,273		2,936,403
保険引受収益		2,618,218		2,668,016
正味収入保険料		2,127,259		2,331,226
収入積立保険料		136,169		112,417
積立保険料等運用益		58,452		54,194
生命保険料		36,229		101,218
支払備金戻入額		-		21,974
責任準備金等戻入額		259,963		46,742
その他保険引受収益		143		241
資産運用収益		263,064		235,472
利息及び配当金収入		153,593		182,251
金銭の信託運用益		289		737
売買目的有価証券運用益		2,989		2,873
有価証券売却益		144,918		96,811
有価証券償還益		71		640
金融派生商品収益		9,222		-
その他運用収益		10,432		6,353
積立保険料等運用益振替		58,452		54,194
その他経常収益		27,990		32,914
持分法による投資利益		183		-
その他の経常収益		27,806		32,914
経常費用		2,747,115		2,762,910
保険引受費用		2,331,227		2,288,805
正味支払保険金		1,531,974		1,460,459
損害調査費		86,410		103,737
諸手数料及び集金費		371,422		415,500
満期返戻金		242,231		248,820
契約者配当金		763		379
生命保険金等		16,481		58,207
支払備金繰入額		79,432		-
その他保険引受費用		2,510		1,701
資産運用費用		25,754		16,747
金銭の信託運用損		295		198
有価証券売却損		14,418		4,885
有価証券評価損		5,166		7,036
有価証券償還損		3,139		1,100
金融派生商品費用		-		1,680
その他運用費用		2,733		1,845
営業費及び一般管理費		386,187		427,773
その他経常費用		3,946		29,583
支払利息		2,113		4,185
貸倒引当金繰入額		-		19,694
貸倒損失		31		151
持分法による投資損失		-		2,225
その他の経常費用		1,800		3,326
経常利益		162,157		173,492

科目	平成23年度		平成24年度	
	自 平成23年 4月 1日	至 平成24年 3月31日	自 平成24年 4月 1日	至 平成25年 3月31日
特別利益		5,018		11,207
固定資産処分益		3,284		9,900
負ののれん発生益		57		9
その他特別利益		1,676		1,297
特別損失		10,179		12,938
固定資産処分損		2,246		1,324
減損損失		901		2,024
段階取得に係る差損		2,762		-
持分変動損失		113		-
特別法上の準備金繰入額		3,694		3,715
価格変動準備金		(3,694)		(3,715)
その他特別損失		461		5,873
税金等調整前当期純利益		156,996		171,761
法人税及び住民税等		62,833		50,925
法人税等調整額		74,261		10,699
法人税等合計		137,095		61,624
少数株主損益調整前当期純利益		19,900		110,136
少数株主利益		549		1,324
当期純利益		19,350		108,812

第四部【組込情報】

次に掲げる書類を組込情報として本有価証券届出書に添付しております。

有価証券報告書 およびその添付書類	事業年度（第69期） 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月25日 関東財務局長に提出
半期報告書 およびその添付書類	事業年度（第70期中） 自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	平成24年11月21日 関東財務局長に提出

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月21日

東京海上日動火災保険株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井 野 貴 章
業務執行社員

指定社員 公認会計士 奈 良 昌 彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京海上日動火災保険株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上日動火災保険株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . 中間連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月22日

東京海上日動火災保険株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 吉田周邦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐々木貴司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井野貴章
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京海上日動火災保険株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上日動火災保険株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月21日

東京海上日動火災保険株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴 司

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井 野 貴 章

指定社員
業務執行社員 公認会計士 奈 良 昌 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京海上日動火災保険株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第70期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上日動火災保険株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月22日

東京海上日動火災保険株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉田周邦

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木貴司

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井野貴章

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京海上日動火災保険株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第69期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上日動火災保険株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。